

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 2 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(国保年金課) 第 2 7 条 <省略> 2 給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> <u>(6) <省略></u> <u>(7) <省略></u> <u>(8) <省略></u> 3 から 5 まで <省略>	(国保年金課) 第 2 7 条 <省略> 2 給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> <u>(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関すること。</u> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略> 3 から 5 まで <省略>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。